

**住民監査請求（特別養護老人ホーム入所措置に要した費用等に係る監査請求2）
の結果について**

大阪市監査委員は、次のとおり、令和6年3月13日に提出された住民監査請求について、令和6年4月5日に請求人に監査結果を通知しました。（却下、監査結果は同年4月4日決定）

1 請求の要旨

大阪府が市民に対して行った、高齢者虐待防止法に基づく緊急一時保護や老人福祉法に基づく特別養護老人ホームへの入所措置等は、誤った判断に基づいて行われたものであり、これらの措置に伴い本件入所措置等に要した費用が違法・不当に公金支出されている。

また、本件入所措置等の取消訴訟において、大阪府は、原告適格がない旨を主張しているにもかかわらず、尋問が実施される見込みがあることを前提に弁護士費用を計上しており、同費用が不当に公金支出されている。

以上のことから、下記の措置を求める。

- （1）本件入所措置等を直ちに解除することで、本件入所措置等の継続によりこれ以上の費用が大阪府に発生することを防止する措置
- （2）関係部署の職員に対し、損害を補填させる措置

2 判断

本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求は、長や関係職員等による違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が監査委員に対して監査及び防止、是正の措置を請求することにより、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的としている。

また、住民監査請求が適法な請求となるには、長や関係職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

この点、最高裁判所昭和53年3月30日判決では、住民訴訟における住民の有する訴権は、住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた権利であり、原告は、自己の個人的利益のためや地方公共団体そのものの利益のためではなく、専ら住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものである旨判示している。

また、仙台高等裁判所平成 17 年 10 月 12 日判決では、怠る事実の住民監査請求について、狭義の「対象の特定」だけでは足りず、その「怠る事実」に係る違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要がある（「違法事由の特定」、換言すれば、広義の「対象の特定」）と解すべきである旨判示している。

これらの判決によれば、住民監査請求は、専ら住民全体の利益のために、公益の代表者としての立場において請求するものであって、ある特定個人の具体的権利利益を保護するためのもではなく、また、当該財務会計行為等が財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を個別具体的に摘示する必要があると解される。

本件請求において、請求人は、大阪市が、市民である A 氏（以下「A」という。）に対して高齢者虐待防止法に基づく緊急一時保護や、その後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームへの入所措置（以下「本件入所措置」という。）等を行ったが、それは、A の娘である B 氏（以下「B」という。）が A を虐待していたという大阪市の誤った判断に基づいて行われたものであるなどと主張し、これらの措置に伴い本件入所措置等に要した費用が違法、不当に公金支出されているとして、本件入所措置等を直ちに解除することを求めるとともに、大阪市関係部署の職員に対して損害を補填させる措置についても求めている。

しかし、請求書や添付の事実証明書の内容からすると、請求人は、本件入所措置や面会制限措置等に伴う A 及び B に関する公金の支出について、住民監査請求制度を通じた是正を求めながらも、公益の代表者としてではなく、専ら A 及び B という特定市民の個人的かつ私的な利益を主張しているものと解され、地方財務行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を保障することを目的とする住民監査請求制度本来の対象とするところではない。

また、請求人は、大阪市が本件入所措置や面会制限措置の各取消訴訟において、B には原告適格がないと主張しているにもかかわらず、訴訟代理人弁護士への着手金に B 及び大阪市職員の尋問がされる見込みであることを前提としてその費用を計上し、支出していることは不当であると主張する。

しかしながら、訴訟においては、大阪市の主張内容が必ずしも認められるとは限らず、そもそも着手金とは事件の委任に伴い受任者に支払われるものであり、あくまで尋問などが実施される「見込み」を考慮して算定されるものである。

したがって、請求人の主張は当該支出の不当性を摘示したものと認められない。

以上のことから、本件請求はいずれの点においても、法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。